

盛岡市景観条例の一部を改正する条例について

平成24年 2月15日
都 市 整 備 部

1 改正の趣旨

市は、大慈寺地区まちづくり計画に基づき、景観法に規定する景観地区として大慈寺地区（南大通二丁目、南大通三丁目、大慈寺町、鉦屋町、神子田町及び茶畑二丁目地内）を定めるための都市計画決定手続きを進めているところです。

同法では、景観地区内において建築物の建築等を行う場合は、高さの最高限度や形態意匠の基準に適合するよう、事前に建築物の建築等の計画について市長の認定を受けることとされており、また、景観地区内において工作物の建設等を行う場合は、高さの最高限度や形態意匠の基準その他必要な事項を条例により定めるものとされています。

そこで、景観条例を一部改正し、これらの事項と併せて建築物等の計画の認定の手續、工作物の形態意匠の制限等について定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものです。

2 改正の内容

(1) 景観地区内の工作物の建設等に係る形態意匠の基準及び高さの最高限度

一定規模以上の工作物（別紙1のとおり。以下「要認定工作物」という。）を対象として、景観地区ごとに形態意匠及び高さの制限（別紙2のとおり。以下「認定基準」という。）を定めます。

(2) 景観地区内で工作物の建設等を行う場合における計画の認定手續、違反に対する措置等

景観法に定める建築物の建築等を行う場合に準じ、工作物の計画の認定手續、違反に対する措置等その他必要な事項を定めます。

ア 工作物の計画の認定手續

要認定工作物の建設等を行う者は、その計画について市長に対して申請を行い、その認定を受けてから要認定工作物の建設等の工事を行わなければならないこととします。

イ 違反工作物に対する是正等の命令と処分の告示等

市長は、認定基準に違反した要認定工作物があるときは、これらの要認定工作物の所有者等に対して、工事停止の命令をするほか、違反を是正するために必要な措置を命令することができることとします。

市長は、上記命令を行った場合に当該敷地にその旨の標示をするるとともに告示をすることとします。

ウ 違反工作物の工事請負人に対する措置

市長は、違反工作物に対する是正命令等を行った場合、これらの工作物の工事の請負人の氏名等を、当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならないこととします。

エ 国又は地方公共団体が建設等を行う工作物に対する認定等に関する手續

国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）が要認定工作物の建設等を行う場合、その計画について工事に着手する前に、市長に通知するものとし、その認定を受けてから要認定工作物の建設等の工事を行わなければならないこととします。

市長は、国の機関等の要認定工作物が認定基準に違反すると認めるときは、直ちに、国の機関等へ工事停止の要請又は違反是正の要請をすることとします。

オ 工事現場における認定の表示等の義務付け

要認定工作物の建設等の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、建設等の工事主の氏名その他計画に関する事項及び認定のあった旨を表示することや認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならないこととします。

カ 適用除外の対象となる工作物

道路法等の他の法令により形態意匠の基準が定められているもの、国宝及び重要文化財等良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ないものには、認定に関する規定を適用しないこととします。

また、景観地区の決定の際に既に工事に着手している工作物又は現に存する工作物で、景観地区に決定後に当該工作物の増設や外観の変更等が行われていないものについても同様とします。

キ 報告及び立入検査

市長は、必要な場合には、要認定工作物の所有者等に対して、施工の状況等に関する報告をさせ、又はその職員に、当該要認定工作物の敷地等に立ち入り、当該要認定工作物を検査させることができることとします。

ク 罰則

(ア) 要認定工作物について、認定の申請書を提出しない者、是正命令等に違反した者等は、50万円以下の罰金に処することとします。

(イ) 工事の状況を報告しなかった者、立入検査を拒んだ者等は、30万円以下の罰金に処することとします。

(ウ) 法人の代表者等が、その法人等の業務に関して、(ア)又は(イ)違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対してそれぞれ(ア)又は(イ)罰金刑を科することとします。

(3) その他の事項

ア 景観計画の策定又は変更の手続き

市長が景観計画の策定又は変更をする場合は、市景観審議会の意見を聴かなければならないこととします。

イ 景観地区内の建築物に関する事項

(ア) 建築物の計画の認定の申請

建築物の計画の認定申請を行う際に添付する図面として、景観法で定められている図面のほかに、建築設備の配置図等を追加することとします。

(イ) 適用除外の対象となる建築物

地下に設ける建築物及び工事又は祭礼その他の行事のために必要な仮設の建築物で、当該行事等に要する期間に限り存続する建築物には、認定等に関する規定を適用しないこととします。

ウ 景観計画区域内の届出等の適用除外の対象となる行為

工事又は祭礼その他の行事のために必要な仮設の建築物で、当該行事等に要する期間に限り存続するものの建築等には、届出等に関する規定を適用しないこととします。

3 施行期日

規則の定める日（景観地区の都市計画決定の告示日）

認定を要する工作物の範囲

要認定工作物の範囲を以下の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる規模以上のものとする。

工作物	規模
煙突、排気塔その他これらに類するもの	1 高さ（工作物が建築物と一体となって築造される場合においては、地盤面から当該工作物の上端までの高さをいう。以下同じ。） 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 5メートル
観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
自動車車庫の用途に供する立体的な施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類するもの	高さ 5メートル
彫像、記念碑その他これらに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル

景観地区ごとに定める認定基準

地区	形態意匠の制限	高さの最高限度
大慈寺地区景観地区	基調となる色として、次のものを使用しないこと。 (1) 色相がR (赤) で彩度が4を超えるもの (2) 色相がY R (黄赤) で彩度が6を超えるもの (3) 色相がY (黄) で彩度が4を超えるもの (4) 色相がG Y (黄緑) で彩度が2を超えるもの (5) 色相がG (緑) で彩度が2を超えるもの (6) 色相がB G (青緑) で彩度が2を超えるもの (7) 色相がB (青) で彩度が2を超えるもの (8) 色相がP B (青紫) で彩度が2を超えるもの (9) 色相がP (紫) で彩度が2を超えるもの (10) 色相がR P (赤紫) で彩度が2を超えるもの	15メートル

備考

- ① 基調となる色とは、外観の配色のうち一つの面の4分の1以上を占める色をいう。
- ② 色の表示方法は、日本工業規格 Z8721による。

大慈寺地区景観地区（案）の範囲

盛岡広域都市計画大慈寺地区景観地区の決定
総括図（案）

